

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N632
2023.10.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 介護施設でコロナクラスター対応に従事した支援相談員が労災認定…………… 谷 真介
奈良県平群町のメガソーラー計画について取消訴訟を提起…………… 森田浩輔
「辺野古」不承認をめぐる訴訟、最高裁判決の問題点について…………… 赤嶺朝子
性同一性障害を有する経済産業省職員の職場処遇に関する事件…………… 永野 靖
—最高裁判決について
- 「第六回『原発と人権』全国研究・市民交流集会 in 福島」開催される…………… 海部幸造
【投稿】『新型コロナ最前線 自治体職員の証言』発刊に寄せて…………… 片木翔一郎
〈シリーズ：憲法と私⑩〉「婚姻」は自由なのか…………… 大崎菜耶
- 2023年度第2回常任委員会（秋の全国ミーティング・千葉）開催
 地元企画 足立啓輔会員、飯島章太さんによる講演の報告
じそう弁護団の思いに触れて…………… 広松大輝
- 【議長トーク】「一月集会和春の集会」…………… 笹山尚人
 インボイス制度（適格請求書等保存方式）導入に反対する決議



信州・りんご園

介護施設でコロナクラスター対応に従事した 支援相談員が労災認定

大阪 谷 真介

一 事案の経過

(1) 請求人は宝塚市の介護老人保健施設(いわゆる老健施設)で支援相談員(入退所時の相談業務等)として働いていた職員である。

二〇二〇年、新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療・介護施設では各所でクラスターが発生した。二〇二二年三月下旬には変異株の猛威で関西中心に「第四波」として感染が拡がり、重症者が増加し受入先医療機関がない「医療崩壊」が起きた。

(2) 本件施設で大規模クラスターが発生したのは、この「第四波」のまったただ中の同年四月のことである。本件施設の重度認知症のフロアで、当

時の入所者三六名全員と担当職員のうち一七名の合計五三名が感染する過酷なクラスターが発生した。医療崩壊でコロナ感染した入所者を受け入れる医療機関は見つからず、施設内で八名もの入所者が亡くなる大惨事となった。当時はワクチン接種が医療従事者で始まったところで、高齢者や介護従事者は未接種であった。保健所の指示で隔離された重度認知症フロアでは、介護職や看護師の人員が不足し、感染の恐怖から出勤を拒絶する職員もいた。

請求人は事務フロアでクラスター対応事務にあたったっていたが、感染フロアでの人手不足に対応するため、本件施設に就職する以前に約二年半現場介護業務の経験があった請求人に白羽の矢が立ち、施設長から感染フロアに行くよう打診、指示

された。請求人はやむを得ないと決心し、いつまで従事するか決まっていなかったが結局約一〇日間(実勤務は六日間)、感染フロアで介護業務に従事した。なお、請求人は高齢の母等と同居していたことから、家族に感染リスクを負わせられないため、その間は施設が用意したホテルに宿泊した。

感染フロアでの介護業務では、防護服やゴーグル、ヘアキャップ、シールド、N95マスク等、着脱に困難を伴う重装備を纏い、暑くて大量の汗をかく状態で、重労働である重度認知症入所者(全員が陽性)の介助業務に従事した。感染のリスクを伴う精神的緊張に加え、いつ終わるのかわからない不安を抱え、肉体的にも過酷な業務であった。

請求人に最も精神的打撃を与えたのは、入所者の遺体移動作業であった。遺体はコロナ感染対策で透明のビニールで覆われていたため、遺体の顔や身体を直接視認し、作業に当たらざるを得なかった。この光景が後々もフラッシュバックするなど強いショックを受けた。

(3) 約一〇日後、請求人は感染フロアでの業務終了を告げられ自宅に戻ることができ、同年五月から事務フロアに戻ることになった。ただその後、クラスター対応の事務業務に忙殺され、新たに高齢者に対し始まったワクチン接種関連業務を担うこととなり、請求人の時間外労働時間は月五〇時間程度(クラスター以前は月二五時間程度)の状態が続いた。

同年五月下旬、請求人は頭痛等で出勤ができなくなり、六月二日に心療内科に通院したところうつ状態と診断されて休職することになり現在に至っている。二〇二二年八月、請求人が西宮労基署に労災申請をしたところ、二〇二三年五月に認定された。

二 労災認定の内容と本認定の意義

(1) 本件は、後述する精神疾患に関する認定基準改正前の事案であり、改正前の基準(出来事

表)において判断された。

労基署は、請求人が感染による死亡、重症化リスクの恐怖を感じながら現場での介護業務にあたり、遺体の顔が見える形で業務に従事したことについて、心理的負荷は大きく「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」(平均Ⅱ)にあたるが、自身は感染しなかったことから死を予感させる程度の出来事とまではいえず、その程度は「中」と判断された。もともと、クラスター発生後にクラスター対応業務や介護現場への応援業務等、新たな業務に従事することになり、従前と比較し月の時間外労働時間が二〇時間程度増加して四五時間を超えていたことが「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」(平均Ⅱ)に該当し、その程度は「中」と判断された。そして、総合評価が「強」とされ、労災認定された。

過酷なクラスター発生時に事務職である請求人が現場介護業務に従事したことについては「中」程度とされてしまったが、労働時間がクラスター対応前より増加し、それが労基法での原則の上限である四五時間超であったことをもって「中」程度とし、総合評価で労災認定したことは、評価できる。やはりコロナクラスター対応という異常事態での負荷を重く評価したものと思われる。

(2) 本件の後、二〇二三年九月一日には精神障

害の労災認定基準が改正され、感染症等対応業務について、カスタマーハラスメントと並び新たに心理的負荷を受ける出来事として加えられた。

精神疾患の労災認定件数は過去最高を更新しているが、認定のハードルはまだまだ高い。本件のような事案は申請しても難しいと判断して申請さえされていないケースも埋もれていると思われる。

感染症対応に従事する医療・介護従事者などエッセンシャルワーカーは、自らの責任感で過酷で危険な業務を必死に担当されてきた。肉体的、精神的な負荷に加え、無力感や孤立感からメンタルヘルスを害されるなど深刻な事態に陥った方も少なくない。職場におけるメンタルヘルス対策が進められることに加え、認定基準の改正によって精神疾患を発症してしまった方が安心して休み、治療できるよう、労災認定がされやすくなることも期待したい。



奈良県平群町のメガソーラー計画について 取消訴訟を提起

京都 森田 浩輔

1 平群町という町

奈良県平群町、奈良県と大阪府の県境にあるこの町は、人口約一万八千人、面積二三・九〇㎡山々に囲まれた小さな盆地の町です。西をおおけば生駒山地、東を向けば矢田丘陵。谷間の町は、昔から「平群谷」と呼ばれ、今では「山のぼっけ」と親しまれています。

記紀や万葉集では、山の起伏が「たみこも平群の山」と歌われ、自然環境の美しさが示されています。古くから詠歌の名所として知られるこの「竜田川」も生駒市から平群町を流れる河川であり、その中流は「平群川」とも呼ばれています。

2 パネル五万二〇〇〇枚超の 巨大なメガソーラー計画

そんな自然豊かな町に突如としてメガソーラー建設計画が浮上りました。

二〇一九年二月、奈良県知事は、当初の事業主体に対して、工事や林地開発の許可を出しました。その許可以前に、事業者が住民説明会を開いたことはなく、同年二月に初めて周辺地域住民対象の説明会が開かれました。多くの住民は、その時に初めて計画の存在と概要を知ることになったのです。

たのです。

その計画は、事業区域約四八ヘクタール(甲子園球場約二二個分)の面積の山すそを切り開き、森林伐採、切り土、盛り土をした上で、五万二七五八枚もの太陽光パネルを設置する計画でした。現在は、協栄ソーラーステーション合同会社(東京)というペーパーカンパニーが事業主となっています。

3 事業者の問題と差止訴訟の提起

事業者は、住民説明会が不十分であったり、送電線埋設工事に係る道路占有許可の申請に必要な周辺住民の同意をとっていないなど、当初から住民軽視の姿勢が顕著でした。また、景観破壊や土砂災害・水害発生の危険といった問題意識から、反対住民による「平群のメガソーラーを考える会」が結成され、二〇二二年三月、下流域住民を中心に平群町民や約一〇〇〇人が原告となり、事業者を相手どって、発電所建設の差止訴訟を奈良地方裁判所に提起しました。

4 差止訴訟の概要と経過

差止訴訟では、本計画による住民の権利・利益の侵害を様々な角度から主張しています。その一

例を以下に挙げます。

①土砂災害の危険の増加

計画地は、非常にもろい地質(真砂土を主体とする風化花崗岩質)であるため、土壌が流れやすく造成工事そのものが困難な場所です。加えて、平均斜度が一五度前後と地すべりが発生しやすい傾斜であり、過去にも地すべりが発生したとみられる地形です。そのような場所でも広範囲にわたって森林を伐採し、切土・盛土により急勾配の山肌を平坦な土地にするため、森林の有していた保水、防水機能が失われ、災害発生時の危険性が飛躍的に高まります。

②勾配の虚偽記載

また、事業者が二〇一九年四月、県に提出した開発許可申請書(同年二月に県が許可)に明らかに虚偽記載があることが住民側の調査で判明しました。実際は七%程度である下流河川の勾配を、全ての計測地点で一八〇%($\frac{1}{180}$)と表記し、下流河川の流下能力を過大に見せることで、計画地内の調整池の規模を縮小しようとしたのです。

住民から虚偽記載の報告を受けた奈良県の指導により一旦工事は停止されました。その後、事業者は、二〇二二年九月に計画内容を変更した変更許可申請を行い、これに対して奈良県が二〇二三年二月に変更許可処分を行いました。この差止訴訟は現在も係属しています。

5 変更許可に対する取消訴訟の提起

ところが、この変更許可の内容にも、違法と考えられる点がありました。前記の勾配数値の誤りは是正されていましたが、そこで許可された防災調整池の容量が、関係法令の基準を満たすものではないというものでした。

そのため、とくに被害のおそれのある住民ら二七名が、変更許可は森林法に違反するとして、本年六月二四日、当該処分の取消しを求めて、同じく奈良地裁に取消訴訟を提訴し、あわせて同処分の執行停止も求めました。

防災調整池は、雨水と地下水を貯留する施設で、下流河川が洪水を流しきれない場合に一時的に水を貯めて流量を調節し、下流側の氾濫を防ぐ機能を果たす防災施設です。

事業者は、この防災調整池の容量の計算に必要な許容放流量と必要容量の計算を、簡易な計算式をあてはめて行い、最終的な容量の計算を行っていました。しかし、その簡易な計算式は、開発地下流の狭小な河川の流過能力を考慮しない計算方法であるため、林地開発許可(森林法二〇条の二第一項、第二項各号)について奈良県が定めた許可基準(下流河川の流下能力を考慮することを求めている)に反します。また、実際に奈良県が許

可をした調整池の容量では、基準が要求する厳密な降雨計算を行えば、ある段階で調整池から水が溢れることが住民側の計算で明らかとなり、これでは、森林法上の災害防止・水害防止の要件は満たさない、等として違法性を主張しています。取消訴訟にあたっては、大阪の弁護士数名にも新たにご助力をいただきながら進めています。

6 おわりに

本件メガソーラー建設のために、森林が伐採され、貴重な自然生態系を破壊され、災害によって近隣住民の生命や生活を脅かしかねない状況を引き起こしています。このような事態は全国で起こっています。

本件訴訟は、太陽光発電開発や風力発電開発が、「再生可能エネルギー」という美名の陰で、暴利追求のための乱開発となり果てていることを広く世に訴え、住民らが豊かな環境と安心・安全な生活を取り戻すための裁判ですので、ぜひ皆さまにもご注目いただければと思います。

「辺野古」不承認をめぐる訴訟、 最高裁判決の問題点について

沖縄 赤嶺 朝子

一 はじめに

去る九月四日、辺野古新基地建設に関し、沖縄県知事の地方自治法第二十五条の五に基づく違法な国の関与の取消請求に対し、最高裁判所第一小法廷は、弁論を開かずに、知事の上告を棄却した（本件最高裁判決）。本稿では「辺野古」不承認をめぐる訴訟について報告し、本件最高裁判決の問題点を指摘する。

二 国土交通大臣の裁決、是正の指示

沖縄防衛局は、埋立承認処分後に軟弱地盤が「判明」したとして、軟弱地盤改良工事を行うために、設計概要の変更等に係る申請をした。玉城デ

二知事は、二〇二二年二月二五日、公有水面埋立法二三条の二などの各規定の要件に適合しないなどとして、不承認処分（本件不承認処分）を行った。

これに対し、沖縄防衛局が国土交通大臣に対し審査請求をし、同大臣は、二〇二二年四月八日、不承認処分を取り消す旨の裁決（本件裁決）をし、同日、知事に対し、本件変更承認申請に対する承認処分を行うことを勧告した。その後、国土交通大臣は、同月二八日、本件変更承認申請に対する承認処分を行わないことが公水法二三条の二等に違反するとして、承認するよう是正の指示をした（本件是正の指示）。

三 本件裁決等に対する県の対応

県は、本件裁決の取消を求めて、那覇地裁に対

し抗告訴訟を提起し、同訴訟は第一審に係属中である。

また、知事は、国地方係争処理委員会に対し、①本件裁決が無効であり違法な関与に該当し、②本件是正の指示は国の違法な関与に当たるなどとして、審査申出を行ったが、同委員会は、本件是正の指示は違法でないと判断した。

そこで、知事は、福岡高裁那覇支部に対し、違法な国の関与（裁決及び是正の指示）取消訴訟を提起した。今年（二〇二三年）三月一六日、高裁は、①従来最高裁判決を前提とし、本件裁決については有効であり、裁決は「国の関与」から除外されるとして、知事の請求を却下した。また、②本件不承認処分の処分理由等は、いずれも裁量権の範囲を逸脱・濫用した違法があり、これと同旨の本件是正の指示は適法であると判断した。

これに対し、知事が上告受理申立をしたところ、最高裁は、八月二四日、①裁決の取消請求については上告不受理決定をなし、九月四日、②本件は正の指示の取消請求については上告を棄却した。これが冒頭で紹介した本件最高裁判決である。

四 本件最高裁判決の問題点

本件は正の指示は国の違法な関与に該当するかという点②の点については、本件最高裁判決は、本件は正の指示（もしくは本件不承認処分）が公水法二三条の二などの要件充足している否かの判断を一切せずに、行政不服審査法五二条違反を理由に、本件は正の指示は適法であるとした。

すなわち、「同法は五二条一項において、審査請求がされた行政庁がした裁決は関係行政庁を拘束する旨を、同条二項において、申請を棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分をした行政庁は裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない旨を規定しており、これは審査庁が処分庁の上級行政庁であるか否かによって異なるものではない。（略）法定受託事務に係る申請を棄却した都道府県の処分についてこれを取り消す裁決がされた場合、都道府県知事は、上記裁決の趣旨に従って、改めて上記申請に対する処分をすべき義務を負い」、「都道府県知事が上記処

分と同一の理由に基づいて上記申請を認容する処分をしないことは、地方自治法二四五条の七第一項所定の法令の規定に違反している」と判断した。本件は正の指示は公水法二三条の二等違反としてなされているが、本件最高裁判決はこの点について一切判断していない。行審法五二条の問題は、県が新たな処分をする場面で問題になるが、最高裁の理由付けは、本件は正の指示では指摘されていなかったものであり、是正の指示の理由のすり替えである。

本件最高裁判決を前提とした場合、審査庁が処分を取り消す旨の裁決後、承認をすべきとする是正の指示をした場合には、行審法に基づく再度の考案も封じられ、司法によって当該処分の実体要件適合性についての審査がなされなまま、知事は是正の指示に従わなければならない。また、県と国との抗告訴訟において県に原告適格を認めない現在の司法では、県に、国の判断が公水法などの法令の要件に該当するか否かを問う手段が存しない。これでは、公水法が知事に承認権限を与えた趣旨を没却し、違法な行政（国）を正す機会を逸することになる。

五 住民と国の訴訟について

大浦湾周辺に居住する住民が原告として提起し

た抗告訴訟は二件ある。一件は、本件裁決の取消訴訟を那覇地裁に提起し、現在第一審に係属中である。本件最高裁判決は変更申請の要件適合性を判断していないので、住民の裁判への影響は存しない。他方、今後県若しくは国の代執行訴訟により、承認処分がなされた場合には、住民の抗告訴訟にも影響が生じる可能性がある。

もう一件は、埋立承認撤回を取り消した裁決の取消訴訟である。同訴訟では、執行停止の手続も同時に求めていたところ、執行停止に関する決定においては原告適格が認められた（那覇地裁二〇二三年三月二〇日決定）。しかし、第一審判決は原告適格を認めず、住民側が敗訴し、現在控訴審に係属中である。闘いはまだまだ続く。

性同一性障害を有する経済産業省職員の 職場処遇に関する事件

— 最高裁判決について

東京弁護士会 永野 靖

一 はじめに

最高裁は二〇二三年七月二日、トランスジェンダー女性である経産省職員の女性用トイレ使用制限を妥当とした人事院判定は違法とする画期的判決を下した。同訴訟の争点は多岐にわたるが、本稿では最高裁で判断された女性用トイレ使用制限に関してのみ紹介する。

二 事案の概要

Xは幼少の頃から自らの身体的性別が男性であることに強い違和感を抱いており、戸籍上の性別は男性であるが、性自認は女性であるところ、一九九八年頃から女性ホルモンの投与や性同一性障

害の専門医によるカウンセリングを受けるようになり、一九九九年頃には専門医から性同一性障害との診断を受けた。その後、Xは私的な時間には女性として過ごすようになり、二〇〇九年七月頃に経産省に対して自らが性同一性障害であることを伝えるとともに、女性として勤務したいと申し入れた。

Xと経産省は約一年間話し合いを重ねた後、経産省側の要請によって所属部署の職員に対する説明会（以下「本件説明会」という）が行われ、Xは二〇一〇年七月頃から女性としての勤務を開始したが、経産省は、Xの女性用トイレ使用については、本件説明会において数名の女性職員が違和感を抱いているように見えたとして、Xが執務するフロアから二階以上離れたフロアのトイレを使用するよう条件を付した（以下「本件処遇」という）。

Xは健康上の理由から性別適合手術を受けていないため、戸籍上の性別は男性のままであったが、二〇二二年六月頃から、経産省の複数の管理職は、Xに対し、性別適合手術を受けて戸籍上の性別を変更するよう促す等の発言を繰り返し、戸籍上の性別変更をしないまま、今後の異動先で女性用トイレを使用するのであれば、異動先において性同一性障害であることを説明して他の職員の理解を得る必要があるという姿勢を崩さず、また、本件処遇も継続した。「もう男に戻ってはどうか」といった発言もなされ、女性職員の了解がないままに女性用トイレを使用すればセクハラや痴漢にあたる可能性があるといった趣旨の発言もなされた。

Xは抑うつ状態となり、二〇二三年二月から約二年二か月の間、休職した。

このような処遇を改善することを求め、Xは二

○二三年二月に人事院に対して行政措置要求を行ったが、二〇一五年五月二九日付の人事院の判定(以下「本件判定」という)はXの要求を退ける内容であったため、Xは本件判定の取り消しを求めて二〇一五年二月三日に行政措置要求判定取消請求訴訟を提起するとともに、本件処遇や経産省管理職の各種発言が人格権侵害等に該当するとして国家賠償法に基づき慰謝料等の損害賠償請求訴訟を提起した。

三 最高裁判決(法廷意見)の要旨

本件処遇によって、Xは、日常的に相応の不利益を受けている。他方、Xは、女性ホルモンの投与を受け、性衝動に基づく性暴力の可能性は低い旨の医師の診断も受けていること、Xが執務階から二階以上離れた階の女性トイレを使用するようになったことでトラブルが生じたことはないこと、本件説明会においてXの女性トイレの使用について明確に異を唱える職員はいなかったこと、本件説明会から本件判定に至るまでの約四年一〇か月の間に、Xの女性トイレ使用につき、特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かについての調査が改めて行われ、本件処遇の見直しが検討されたこともうかがわれないこと等からすれば、Xに対し、本件処遇による不利益を甘受させるだけの

具体的な事情は見当たらず、本件判定は、著しく妥当性を欠き、違法である。
なお、裁判官五人全員の補足意見がある。

四 本最高裁判決の意義

本判決は二つの基本的な考え方を示している。

第一は、性自認に基づく性別で社会生活を送ることは重要な法的利益であるということである。渡邊恵理子裁判官は補足意見で「性別は、社会生活や人間関係における個人の属性として、個人の人格的な生存と密接かつ不可分であり、個人がその真に自認する性別に即した社会生活を送ることができるとは重要な法益」と述べており、他の裁判官も、それぞれ表現は異なるが、同旨の見解を述べている。

もつとも、法廷意見も各補足意見も、これまで長年にわたって生物学的な性別に基づく男女の区別を前提として女性用トイレを利用してきた他の女性職員への配慮の必要性を否定していない。但し、両者間の利益調整は、感覚的・抽象的に行うのではなく、客観的かつ具体的に行う必要がある。これが第二の考え方である。

この判決の背後にあるのは、個人の尊重を謳う憲法二三条であろう。これまでは、シスジェンダーの異性愛者だけを想定して、法律、制度、慣習

等が作られてきた。そのため、シスジェンダーの異性愛者以外の性のあり方を持つ者は、様々な社会的障壁に直面してきた。

私たちは、トランスジェンダーや同性愛者等を異常、変態とするかつての誤った認識を克服した。トランスジェンダーをはじめとする多様な性のあり方を持った個人はたしかに存在するのだ。この最高裁判決は、前述した二つの考え方に基づいて、それぞれの個人の多様な性のあり方をそれぞれに価値あるものとして尊重する新しい社会を共に作っていくというメッセージを発したものであると私は理解している。

会員のみなさまへ

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

「第六回『原発と人権』全国研究・市民交流集会inふくしま」開催される

東京 海部 幸造

一 「『原発と人権』全国研究・市民交流集会inふくしま」が目指したもの

(1) 九月二日(土)、三日(日)の二日にわたって、「第六回『原発と人権』全国研究・市民交流集会inふくしま」が開催された。

この企画は、福島第一原発事故の翌年(二〇一二年)に「第二回」を開催して以降二年毎に、その都度実行委員会を結成し、福島大学を会場にお借りして開催してきた。「第五回」はコロナのため一年延期して二〇二二年にリモートでの企画となったが、今年「第六回」を五年ぶりに福島大学をお借りしてリアル+Zoomで開催することができた。

(2) この企画は、原発事故がもたらした未曾有の、広範で多様な被害、人権侵害、コミュニティ

破壊に対して、被害の回復、完全賠償、そして原発のない社会を目指し、そのためにも、ジャンルを超えた大きな連帯と協力の輪を作ろうとしたものである。実行委員会も、法律家、自然科学者、社会学者、ジャーナリスト、市民団体等に広く呼びかけた。実行委員会参加団体は回を追うごとに増え、今回は二団体であった。

二 原発を巡る今日の状況 〜原発政策の大転換

(1) 本年五月三日、東電法「GX脱炭素電源法」が自・公、維新、国民民主らの賛成で成立した。原発の六〇年超の運転を可能とし、原発の活用は「国の責務」だと規定し、原発産業への支援強化等を盛り込んだ。また岸田内閣は四月、「今後の原子力政策の方向性と行動指針」を決定し

た。その内容は、「(原発)再稼働への総力結集」「既設炉の最大活用」「次世代革新炉の開発・建設」「廃炉決定原発の建替え」等である。まさに原発政策の大転換であり、こうした大転換は、昨年六月の最高裁判決のお墨付きにより可能となったものである。更に政府と東電は、処理汚染水の海洋放出を、「関係者の理解なしにいかなる処分もしない」との約束を反故にして強行した。

(2) こうした政策転換・強行の背景には世論の変化が大きい。事故後の毎年の朝日新聞の世論調査では、一昨年まで、原発運転再開「賛成」は概ね三割程度、「反対」が五〜六割で推移してきたが、本年二月の世論調査では、原発運転再開「賛成」五一%、「反対」四二%と、初めて運転再開「賛成」が過半数を上回った。

三 第六回「『原発と人権』全国研究・市民交流集会inふくしま」の課題と内容

(1) 「第一回」はその最後にアピールを採択し、以下の課題を確認している。①福島第一原発事故の実態と内容の正確な把握、②事故の原因究明と責任(法的責任、政治的・社会的責任)の明確化、③多様な諸被害の回復(破壊されたコミュニティ、奪われた生業、学び、文化、喜び、家族・家庭と生活の回復)、および、これらの損害の完全な賠償、④原発を再稼働させることなく、原発に依存しない社会を創っていく、の四点である。「第六回」は、これらの課題についてどこまで前進できたかを明らかにし、さらなる前進のためにはなにが必要であるかを探ろうとするものであった。

(2) 「第六回」の内容は以下の通りであった。

【二日目―全体会】

◆基調講演：「『ふくしま』と科学者の社会的責任―科学者・市民・政治」。広渡清吾(東京大学名誉教授／元日本学術会議会長) ◆現場の声…汚染水問題／帰還困難地域の未来／解除地域の状況／区域外広域避難者の状況／継続する汚染と林業者の被害 ◆パネルディスカッション【基調報告】吉村良一(本集会実行委員長／立命館大

学名誉教授)【司会】寺西俊一(二橋大学名誉教授)【パネリスト】関礼子(立教大学教授)／今野順夫(福島大学名誉教授)／米倉勉(弁護士／原発事故全国弁護士連絡会代表世話人)／明日香壽川(東北大学教授)／大久保賢一(弁護士／日本反核法律家協会会長) ◆全体会の最後に、「『ノーモア原発公害』をめざす宣言」と、「福島第一原発からの『処理水』海洋放出に関する特別決議」を採択した。

【二日目―分科会】

◆第一…復興再生分科会「復興を語る上での記録／人びとが中心となる『復興』の条件」(日本環境会議) ◆第二…訴訟分科会「訴訟の現状・到達点とこれから」(日本環境会議福島原発事故賠償問題研究会(JEC原賠研)) ◆第三…核兵器と原発(日本反核法律家協会・日本国際法律家協会) ◆第四…原発再稼働の危険性・問題(原子力市民委員会) ◆第五…メディア・ジャーナリズム(日本ジャーナリスト会議) ◆第六…「原発事故による分断をどうのりこえるか」(科研費基盤研究(A)研究代表者：成元哲(中京大学))

いずれも充実した内容であった。この具体的な内容は、日民協の機関誌「法と民主主義」二月号(二〇月末発刊)に特集として掲載予定である。是非ご覧頂きたい。

四 現状と課題

「第一回」が提示した前記の四つの課題に照らしみると、現状は、概ね以下のように言うことができるであろう。

①「事故の実態と内容の正確な把握」について言えば、「行政側に甘かった政府事故調」、「時間切れであった国会事故調」と不十分性が指摘されている。

②「責任の明確化」について言えば、損害賠償請求訴訟判決の多くで東電の重大な義務違反が指摘されてきているが、その加害責任についてはさらに明確にすることが求められている。株主代表訴訟(一審判決)においては旧経営陣に「三兆円超の賠償支払いが命じられたが、刑事責任を問う強制起訴裁判では、地裁・高裁ともに無罪判決が下されている。重大なのは、前述③の最高裁判決(二〇二三年六月七日)が「国の責任」を強引に否定したことである。この判断は、政府の政策転換にお墨付きを与え、また、その後の下級審判決に大きな影響を与えている。いま、この不当判決を克服することが極めて重大な課題となっている。

③「被害の回復と損害の完全な賠償」について言えば、多くの訴訟を通じて、たとえば「故郷喪失(剥奪)・変容(損傷)」という福島原発事故に特有の被害に関して、その解明と認容が進んでき

た。それでもなお、多様な諸被害の全体像は十分に明らかにされてはいない。新たな被害も発生し、被害者たちの生活・生業の回復といった諸課題の実現は依然遠い。しかも、事故後の賠償の仕組みや政府による偏った「復興」政策は、家族、地域、社会の分断を二層拡大させている。

そして④「原発を再稼働させず原発に依存し

ない社会を創っていく」について言えば、前述二の通りであり、状況は大きく後退させられている。その背景である世論動向の変化を再度押し戻してゆくことが不可欠である。

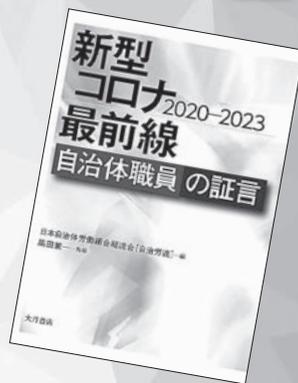
そのためには、前記の原点に戻って、事故と被害の実態（現時点のリアルな被害を含め）を明らかにする、責任を明らかにする、被害回復のた

めには何が必要なのかを明らかにする、それらの人々に広く知らせる、そうした二つ二つの取り組みが今まで以上に必要とされているのであろう。そしてそのためには、ジャンルを超えた連帯と協力の輪をさらに大きく、強いものとしていくことが不可欠であろうと考えている。

投稿

『新型コロナ最前線 自治体職員の証言』 発刊に寄せて

東京 片木翔一郎



本 年(二〇二三年)八月二〇日、自治体職員

の労組である日本自治体労働組合総連合(自治労連)より、『新型コロナ最前線 自治体職員の証言 二〇二〇―二〇二三』(大月書店)が発刊されました。

この本は、全国の医療、保健、消防、介護、教育その他各部門の自治体職員四〇名以上のコロナ対応に関する証言を集めたものです。証言者のな

かには、まさにダイヤモンドプリンセス号の初期対応に当たった神奈川県保健師も含まれています。

当時国民が見ていたコロナ報道の多くは、「検査が受けられない」、「診療拒否される」、「入院できない」、「電話が繋がらない」といった専ら国民目線のものでした。その裏で、現場では何が起っていたのか、厚労省をはじめ各所からの指示が

いかに錯綜していたのか。保健師を筆頭に、自治体職員の悲痛な叫びがサラウンドで聞こえてくるような臨場感ある内容となっています。

日 本では長らく経費削減のため、公共部門の

人件費が抑制されてきました。そして、経費の削減という耳当たりのよい政策に、我々市民も安易に飛びついてきました。しかし、人件費の削減は自治体の現場から余力を奪いました。余力

がない状態で緊急事態が生じるとどうなるでしょうか。

働きアリは集団のなかで必ず、一定割合が仕事をある程度さぼるようになっていきます。仕事をさぼらない真面目なアリだけを集めた集団を作っても、必ず一定割合がさぼり始めます。これを働きアリの法則といいます。それは群れ全体での余力を常に残して、いつか来るであろう緊急事態を乗り切るためなのです。

いま、日本の様々な現場には余力があるでしょうか。どの現場も常にぎりぎり最低減の人数が時間外労働を駆使して回していないでしょうか。このことは自治体だけの問題ではないかもしれません。この本は、自治体を含むどの現場にも余力をもたせておくことが大事だと再認識させる内容です。

ま た、この本は、「緊急」の名のもとに多くの自治体職員が家にも帰らせてもらえずに長期間の殺人的労働を強制された状況から、「緊急」という言葉がどれだけ危険なものかをよく表しています。

感染症の拡大でさえこれほどの「緊急」対応がまかりとおるのであれば、まして戦争など起こった際には、政府により「緊急」の名のもとに、どれほどの法令・人権軽視が行われるのか想像もつきません。

以 上のように、本書はコロナ対応にフォーカスした内容ではありませんが、それに限らず、今の日本の問題点を浮き彫りにする内容であり、コロナ禍を体験した全国民必読の一冊です。

会員の皆様におかれましては、本書をぜひお買い求めいただき、また各所各団体にて積極的にご紹介いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

改憲問題対策法律家6団体連絡会からのお知らせ

当部会も参加している改憲問題対策法律家6団体連絡会で、10月18日に改憲問題対策法律家6団体連絡会主催で院内集会「安保3文書改定・軍事大国化と明文改憲一憲法審査会任期延長改憲の危険な本質」を開催しました。

また、『国会議員の任期延長改憲』その危険な本質～軍事大国化の中での憲法審査会の動向～(パンフ)を発行しました。

安保3文書改定の閣議決定を受けて、大軍拡と戦争準備が進められています。衆議院憲法審査会では、自民、公明、維新、国民、有志の会の4党1会派が、この秋にも国会議員の任期延長改憲の条項案をまとめるとしています。任期延長改憲は、単なる「お試し改憲」ではなく、「戦争する国」を完成させる「突破口」「導入口」となるものです。

このパンフは、憲法審査会の今の動きを伝え、緊急事態における任期延長改憲の危険な本質をわかりやすく説明しています。政府自民党の進める「戦争する国づくり」「戦争するための改憲」にNO!の声を一層大きなものとするために、ご活用ください。

【申込フォーム】 ホームページにも掲載

<https://forms.office.com/r/mfmXgTdMcE>

(QRコードより注文できます。)

2023年10月3日発行 (A5判32頁)

編集・発行：9条改憲NO!全国市民アクション/

改憲問題対策法律家6団体連絡会

頒価100円(送料別途、ただし10部以上は送料無料)



『新型コロナ最前線』

自治体職員の証言2020—2023

自治労連編 黒田兼一監修

出版社：大月書店

定価：二六五〇円(税込)

A5版／二五六頁

シリーズ
憲法と私 ⑪

「婚姻」は自由なのか

神奈川 大崎 茉耶

本

年(二〇二三年)一月より横浜法律事務所にて勤務しております、七五期の大崎茉耶と申します。弁護士として働き始めて九カ月が経過し、事務所内外で自分の関心を仕事にできる毎日を送ることができており、忙しくも楽しく過ごしています。

私の関心は、ジェンダー論と呼ばれる学問です。この学問は、これまで女性が主張するとわがままだと片付けられていたことに対して、理論武装し、権利として主張できるような研究がなされているからです。高校三年生の時にオープンキャンパスでこの学問に出会って以降、大学では副専攻として修了し、他学部の授業も受け、弁護士になつてからは「女性法曹を目指そう」というイベントのパネリストになるなど、いつもジェンダーという問題について考える日々を送ってきました。こうして学ぶ中で、女性だけでなく様々な性別に

基づく差別に関心が高まってきました。

そ

んな私が取り上げたい条文は、憲法二四条です。一組のカップルが幸せの形の一つとして選択する婚姻。誰にも邪魔されることなくカップルの意思だけで「ふうふ」になることができるという、幸せの保障のような条文のほうです。

そんな二四条に関して、現在二つの訴訟が注目を集めています。婚姻した際に夫婦に同氏を強制すること、そして法律上同性のカップルが婚姻できないことが、それぞれ違憲であるというものです。これらは、いずれも名もなきカップル達が婚姻制度を利用する妨げとなっています。法律上異性同士のカップルであれば、一方は自身が生きてきた姓を捨てなければいけません。もちろん、同じ苗字になることも一つの幸せですから、その権利は守られて然るべきでしょう。では、二人とも

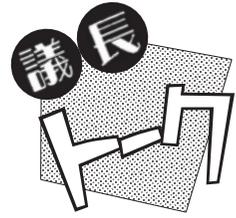
今の苗字で生きていきたいと願うと、それだけでわがままだと、婚姻制度から排除されてしまった良いのでしょうか。

ま

た、さらに深刻なものが、いわゆる同性婚です。こちらは、私自身も弁護士となりましたが、彼ら彼女らは、法律上同性であるだけで婚姻制度から除外され、様々な場面でパートナーと「他人」扱いを受けうる状況にあります。同性カップルであるということのカミングアウトすることだつて勇気が必要であり、さらに婚姻を求めて、時には顔や名前を出して報道機関の取材を受ける等、同性のカップルは、沢山の試練を乗り越えながら、異性カップルが普通に享受している婚姻する権利を求めているのです。

い

ずれの訴訟も、その人の人生の中で大きなイベントである婚姻が関与するものであり、当事者の幸福に多大な影響力を持っている。そして、当事者以外の誰かに不利益が生じるようなものでもありません。それにもかかわらず、贅沢だ、わがままだ等と批判があることがあります。これに反論する武器こそが、ジェンダー論という学問に詰まっているのです。この武器を磨き、私はこれからも自分を含め色んな人が生きやすい世の中を目指していく所存です。



「一月集会と春の集会」

一九九九年七月から、私たち五三期は、一年間の実務修習に入りました。

この実務修習期間の大きなイベントとして、修習生自身による学習集会がありました。私たちのときに行われたのは、二〇〇〇年一月に開催した「二月集会」と、二〇〇〇年四月に開催した「春の集会」です。

伝統的に、青法協修習生部会は、部会メンバーが中心になりつつ、実行委員会形式で、修習生自身による学習イベントを執り行ってきました。そのテーマは、青法協修習生部会が中心になる以上、青法協の目的である「平和」「人権」「民主主義」の実現のために、時々の人権課題を知り学び、修習生の間に広げ、その問題解決に貢献できる法律家に成長するために必要な知識教養を得ること、同時に、修習生自身によってこうしたイベントを運営

することで、集会運営のノウハウを学ぶこと、というものでした。

ただ、私たちの当時は、「青法協が中心になっていくと、人が集まらない」という課題がありました。とりわけ、裁判官、検察官志望者にとってはそれは大きな障害になるというのが当時の共通認識でした。青法協修習生部会のメンバーとして活動していた私にとって、「世の中の法的社会問題には関心があり、法律家の卵として関わるのはやぶさかではないが、青法協に近づくことは自分にとってならんかのマイナスがあり、それがゆえに青法協主催イベントには参加できない」という状況が実際のところどれほどの現実味のあることであるのか、よくわかりませんでした。現実にもそう発言する修習生がそれなりにいたことは事実でした。

そこで、青法協の関わる「二月集会」とは別に、「社会の現実を学ぼう」ということで、実行委員が集まって開かれたイベントが「春の集会」でした。修習生自身による学習イベントという点では「二月集会」と共通していましたが、まあ、「青法協」的な色付けがない、というわけです。

私自身は、このイベントが二つ並行して準備され、双方とも成功裡に開催されたことを、素晴らしいことだと評価していました。「春の集会」は、なんだか青法協を否定されたような気がしてあまり良い気がしないという気持ちもありましたけれど、現実に青法協が関わりと人権問題の学習イベントに来れないという修習生がいるし「春の集会」のほうが多数修習生が学びに来るので仕方ありません。重要なのは、人権問題の深刻さを見なが共有することです。

この「趣旨の異なる集会が二つ持たれる」状況は、五四期以降の修習生にしばらく継続したと思います。それが修習期間の更なる短縮によって、いつのまにか一回となり、それが現在は、「司法修習生フォーラム」という形になっているかと思えます。私としては、名称とか形式とかはどうでもよいのですが、青法協修習生部会の修習生が、自ら青法協の目的に即した学びを広げ、その問題意識を持ち込む集会運営を行うことを、今後も期待したいと考えています。

（青法協弁学合同部会議長 笹山尚人）

インボイス制度（適格請求書等保存方式）導入に反対する決議

一 はじめに

二〇二三（令和五）年一〇月一日より、いわゆるインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入される予定である。

このインボイス制度は、現行の請求書に登録番号や税率・税額を追加した「適格請求書（インボイス）」を導入するものであり、項目別の消費税率を明確にするものであるとされている。

このインボイス制度の導入後は、消費税の仕入税額控除を受けるためには、一定の要件を満たした適格請求書（インボイス）の発行・保存が必要となる。つまり、一定の要件を満たした適格請求書（インボイス）を売り手が買い手に交付し、双方が適格請求書を保存し、買主が課税仕入れの税額の控除に係る帳簿を保存することで、消費税の仕入税額控除が適用されるようになる。すなわち、インボイス制度導入後は、この適格請求書がなければ、仕入税額控除が適用されないことになる。

この適格請求書を発行できるのは、適格請求書発行

事業者のみであり、この適格請求書発行事業者になるためには、適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要がある。そして、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、消費税の課税事業者とならなければならず、もし免税事業者が適格請求書発行事業者になる場合には、年間の課税売上が一〇〇〇万円以下でも消費税の課税事業者となる必要がある。

当部会においては、このインボイス制度は、そもそも逆進性による貧富の格差を広げる消費税がもともと有している根源的な問題をさらに広げるものであり、下記で述べる具体的な弊害が大きいものであるから、この制度の導入には強く反対するものである。

二 消費税の逆進性の問題点と免税事業者

そもそも消費税というものは、所得税や法人税のように所得や利潤を課税ベースとした租税と比較して、景気の変動の影響を受けにくく、徴税を行う政府の立場からすれば、安定した税収入であるという特徴がある。その反面として、消費税には、税負担率（所得に対する消費税額の比率）が、高所得者よりも低所得者

の方が高くなるという、いわゆる逆進性の問題がある。

しかもこれまで、消費税の一九八九（平成元）年の導入以来、三％、五％、八％、一〇％と順次税率が引き続き上げられてきた。そして、この消費税の導入及び税率拡大が、実質的には、これまで国の財政において、所得税や法人税の減税分の穴埋めに使われてきたという側面がある。そうしたこともあり、消費税は我が国における貧富の格差拡大の大きな要因の一つとなってきた。

したがって、これまでにおいても、消費税は、その税率の引き上げが議論されるたびに、大きな政治的課題として取り上げられ、多くの国民から反対され、世論の反発も非常に大きいものであった。

そうしたこともあり、年間の課税売上高が一〇〇〇万円以下の小規模事業者については、消費税の納税義務を免除するという「免税事業者」の制度を設けてきた（この免税事業者の制度も、二〇〇三（平成一五）年にそれまでの三〇〇〇万円から一〇〇〇万円に引き上げられるという経緯があった。）

そのため、消費税そのものには、上記のような根源

的な問題があるものの、経済的に立場の弱い小規模事業者にとっては、この「免税事業者」の制度によって、消費税納税によるさらなる経済的困窮を免れる効果があったことは事実である。

三 インボイス制度の問題点

(1) 免税事業者が経済取引から排除される可能性

上記で見たように、インボイス制度が始まると、適格請求書発行事業者からの課税仕入れでなければ、仕入税額控除ができなくなる。しかも、適格請求書発行事業者の登録ができるのは、消費税を納税している課税事業者のみである。つまり、免税事業者は適格請求書発行事業者になることができず、インボイスを発行できないため、免税事業者からの課税仕入れについては、仕入税額控除ができなくなる。

すなわち、インボイス制度の導入後は、免税事業者と取引をする買い手は、自身が消費税を納税する際の仕入税額控除ができなくなり、その分コストアップとなる。そのため、買い手は、免税事業者に対して、負担が増えた分の値下げを求めると、取引先の変更を検討する可能性が高い。

このように、インボイス制度が導入されると、小規模・零細事業者である免税事業者が、経済取引から排除される可能性が高く、排除されない場合でも、取引先から事実上消費税相当額の値下げを強いられることになる。

(2) 小規模事業者が経済的苦境に陥る

この点、これまでの免税事業者であっても、消費税

を納税する課税事業者となり、適格請求書発行事業者となれば、インボイスを発行することができる。

しかしながら、年間の課税売上が一〇〇〇万円以下であり、これまで免税事業者であった小規模な事業者が、消費税の課税事業者となることは、経済的に過酷な状況を強いることになる。

大まかな試算ではあるが、仮に年収三〇〇万円のフリーランスが、インボイス制度で課税事業者となった場合、激変緩和措置が終わると約一四万円の消費税の納税が発生する。

現在、小規模事業者の中でも、フリーランスや個人事業主は約一六〇〇万人に達し、働く人の四分の一はフリーランスという状況である。フリーランスの職種は、現場作業員、美容師、翻訳家、ITエンジニアなど多岐にわたるが、年間に一〇〇〇万円超を売り上げる事業者は一握りで、九割が免税事業者と言われている。

これに関連して、インボイス制度導入に反対する声優有志グループ「VOICE TION」は、声優の収入実態調査(回答数二六〇件)とインボイスに関するアンケート(二八三件)の途中集計結果を発表した。

それによると、声優は事務所に所属していてもほとんどが個人事業主であり、インボイス制度導入で二割以上が「廃業するかもしれない」と答えている。回答者の七二％は声優としての年収が三〇〇万円以下、とりわけ二〇代、三〇代の約半数が一〇〇万円以下と答えており、全体の九五％が免税事業者に該当する。「来年一〇月にインボイス制度が導入された場合、声優としての仕事はどうなるか」との問いに「廃業を検討」が

二三％で、「収入が減るのでは」という人を合わせて七六％という結果であった。

これ以外の業界アンケートでも、例えば、漫画業界は「廃業の可能性がある」「廃業を決めている」を合わせて二・二％、同じく演劇業では一九・六％、アニメ制作業界では二五％であった。さらに、建設業(二人親方)では、「事業をやめることを検討する」が九・五％、中小商工業者では、「廃業せざるを得ない」が二・二％という結果であった。

このように、インボイス制度によって、経済的基盤が脆弱な免税事業者を課税事業者とすることは、こうした我が国の小規模事業者、フリーランスをさらなる経済的苦境に立たせることになる。

もともと、上記で指摘したとおり、消費税の課税制度そのものが逆進性の問題点があり、貧富の格差拡大の大きな要因になっている。その点、免税事業者の制度は、ただでさえ経済的に困窮した立場にある小規模・零細事業者やフリーランスに対する数少ない救済措置であったと言える。

しかし、インボイス制度の導入により、こうした数少ない救済策すら失われてしまうことになるのである。実質的に免税制度を廃止して、本来免税されていた脆弱な零細規模の事業者に対して増税を強いられることになる。

この点、インボイス制度導入賛成論者からは、インボイス制度の導入は、いわゆる益税解消によって、課税の公平性が保たれるとの意見がある。

しかしながら、元々「益税」というのは、消費税を

消費者から預かっている、という誤解に基づいている。消費税の本質は売上税であり、仕入れ控除によって付加価値税となるので、そもそも益税という考え方が間違っていている。さらに、年間の課税売上が一〇〇〇万円以下の中小零細の免税事業者にとっては、その経済的な立場の弱さもあり、消費税分を価格に転嫁できないケースは少なくない。一例を挙げれば、本来消費税込みで一〇〇〇円の商品であるにも関わらず、厳しい価格競争を強いられている小規模事業者は、一〇〇〇円税込とせざるを得ない実態がある。要するに、これらの事業者にとっては、「益税」と言われている部分も価格の一部を構成しているものであり、実質的な「益税」にはなっていないのが実態である。

(3) 事業者さらなる事務負担を強いること

さらに、インボイス制度が導入されると、インボイスの登録手続や適格請求書の発行・保存事務など、そのための過重な事務負担を課すことになる。それにより、全事業者が負担するコストが重くなり、非効率である。これは、単に費用負担の問題だけではなく、経理事務作業量の増加による人的負担も増大する。

そして、これらの負担増は、特に経済的・人的リソースが乏しい中 small 零細の事業者やフリーランスほど、その負担が過重になるという問題がある。

四 まとめ

以上のとおり、インボイス制度の導入は、免税事業者である中 small 零細の事業者やフリーランスが、事実上経済取引から排除される可能性が高いこと、また、課

9月14日に、弁護士・税理士・司法書士の青年3士業団体で、インボイス制度の廃止を求め緊急記者会見を行いました。

10月1日のインボイス制度開始約2週間前に、弁護士・税理士・司法書士の3青年団体が合同で、インボイス制度の廃止を求める緊急記者会見を行いました。3士業が合同でインボイス制度反対を訴えることは史上初。法律家・税の実務家の立場から、各団体が反対声明・決議を発表しました。加えて、「事業者」としての当事者の立場から、司法書士への影響を調査したアンケート結果も発表しました。インボイス制度によって司法書士の独立開業に影響があると65%が回答しており、司法過疎地への影響が懸念される結果となっています。

さらに、43万筆超のインボイス反対署名を集めているフリーランスの市民グループ「STOP!インボイス」がゲストスピーカーとして登壇し、インボイス反対の陳情・請願の全国採択数を報告しました。

当日の発言のまとめ・資料などは、QRコードよりPDFファイルをダウンロードしてください。



また、自由法曹団、当部会で、9月29日、「インボイス制度の実施に反対し、速やかな中止を求める共同声明」を発表しました。声明は、ホームページに掲載しています。

税事業者となることで、経済的基盤の脆弱な中 small 零細事業者やフリーランスがさらなる経済的苦境に陥ること、そして、事業者が新たに過重な事務負担を課すこと、という大きな問題点がある。

そもそも、上記で見たとおり、消費税の課税制度そのものが、逆進性の問題を有しており、我が国の貧困と格差拡大の大きな要因となってきたものであるが、経済的基盤の脆弱な中 small 零細事業者やフリーランスをさらなる経済的苦境に追い込むこのインボイス制度は、こうした貧困と格差を拡大する消費税制度の根源的問題を一層拡大強化するものに他ならない。

ひいては、これは健康で文化的な生活を保障した日

本国憲法第二五条の精神にも大きく反するものであると言わざるを得ない。

以上の理由から、当部会としては、インボイス制度の導入に強く反対する。そして、この制度の導入自体を直ちにやめるべきことを求めるとともに、そのための立法措置等を早急に行うことを求めるものである。

二〇二三年九月二日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第二回常任委員会

二〇二三年度第三回常任委員会(冬の全国ミーティング・福井)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第三回常任委員会(冬の全国ミーティング・福井)を行います。お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記



- 日 時 二〇二三年二月一日(金)一三時～二日(土)一二時(予定)
- 場 所 福井市内+Zoom
- 特別講演 「アファガニスタンにおけるジェンダーに基づく暴力・差別のバームクーヘン構造
—ターリバーンの復権下で知と権利を求めて闘う女性たち」 講師：清末愛砂青法協議長
- 講 演 「スペシャリストからスーパージェネラリストの時代へ
～時代を牽革するために、どのような力が必要か～」 講師：北村栄会員
- 若手弁護士向け実務講座 「若手弁護士のための稼ぐ力と情報発信」 講師：徳田隆裕会員
- 地元企画 デイスカッション「教育現場の今は?—過労死、指導死、再任用拒否裁判から考える」
報告：北海道宏美会員・諸隈由佳子会員・島田広会員(資料での報告)、原告他
- オプショナルツアー 敦賀原発ツアー(予定)

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第3回(冬)
12月1日(金)～2日(土)
福井

*第4回(春)
2024年
3月8日(金)～9日(土)
兵庫県

【第55回定時総会】
2024年
6月29日(土)～30日(日)
北海道

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】
11月1日(水)10時半～

【憲法委員会】
11月9日(木)10時～
11月13日(月)16時～
差別問題学習会を予定
(オンライン併用)

【広報委員会】
11月24日(金)18時～

編集後記

▼毎号、当月内に『青年法律家』がお手元に届くのは、本部事務局の大辻さんや小嶋さんのおかげですが、毎号の表紙写真を撮影している私としてはそのために毎回、ちょっと困ったこともあるのです。▼
 と言いますのは、例えば一〇月号の表紙写真は九月中旬に準備しなければなりません。▼
 協北印刷さんにご迷惑をかけたためには次号にふさわしい被写体の写真を一ヶ月前に準備する訳です。世界のこども写真のときは毎号特に季節感にとられなかったのですが。▼ところが、コロナ禍をきっかけに時差のある国に行くことがとても億劫になり、最近では再び全国の城址を訪ね歩くようになりました。▼数年前に名城一〇〇選を制覇し、今は続名城一〇〇選に挑戦し、一四九城を制覇したところですが、国内を旅しながら絵になる風物を撮り溜めているのです。▼そんなこともあり、私は最近ではTV・映画・本でもこの国の中世をテーマにしたサムライ物に強く魅かれ、その頃はこの国はまぎれもない独立国だったのだなあと思ってしまうのです。(宮本 智)